

青井被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する協定書

熊本県（以下「県」という。）及び人吉市（以下「市」という。）は、青井被災市街地復興土地区画整理事業（以下「本事業」という。）の施行に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本事業における県及び市の役割を定め、もって本事業を円滑に推進し、令和2年7月豪雨により被災された方々の一日も早い生活再建を図ることを目的とする。

（協定事項）

第2条 前条の目的を達成するため、県及び市の役割に関し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第6条第3項の規定に基づき、本事業を施行すること。
- (2) 市は、市の将来を見据えたまちづくりを推進するとともに、本事業が円滑に進められるよう、住民との合意形成及び事業推進に必要な用地取得を行うこと。
- (3) 県及び市は、本事業の施行に必要な組織体制を整備するとともに、市は事業の進捗に応じて、計画、工事、換地及び用地補償の業務に必要な職員を、県に派遣すること。
- (4) 市は、本事業の施行に要する経費のうち、工事費から国庫補助金額等を控除した額の10分の1に相当する金額を負担すること。
- (5) 県及び市は、協議のうえ、適切な事業施行期間を設定するとともに、この期間内に本事業を完了するよう努めること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、県及び市で協議のうえ、その都度定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 この協定の内容を変更すべき事態が生じたときは、県及び市は必要に応じて協議し、変更するものとする。

（疑義等の解決）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、県及び市で協議のうえ、これを解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、県、市及び立会人それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年（2022年）3月27日

熊本県

代表者 熊本県知事

蒲島郁夫

人吉市

代表者 人吉市長

松岡隼人

立会人

人吉市議会議員

西信八郎